



## ①「お役立ち」情報・ひと口 法律メモ わら人形に釘を打ってある人を呪い殺そうとした。 偶然殺そうとした人が交通事故でなくなった場合に殺人罪が 成立するか？

わら人形に釘を打ってある人を呪い殺そうとした。

偶然殺そうとした人が交通事故でなくなった場合に殺人罪が成立するか。

この場合、わら人形に釘を打つ行為が刑法199条の「人を殺した」に該当するかが問題となる。

いわゆる刑法の構成要件は社会通念に応じた犯罪類型を網羅したものであくまで社会通念が基礎となる。

一般的にはわら人形に釘を打って人を呪い殺すことは不可能である。(不能半)

したがってわら人形に釘を打つ行為は「人を殺したる行為」に該当せず殺人既遂罪も殺人未遂罪も成立しないことになる。



## ②「季節」情報・樹氷を見に行こう！



樹氷とは、樹木などに濃霧が凍結・付着した氷層ができたものであるが、日本では蔵王の樹氷林は有名ですがあれは、樹木全体が白い塊になってしまう「スノーモンスター」とも呼ばれるくらい樹木の様相では無いものになっています。



大阪でも、千早赤阪村の金剛山でも見る事が出来ます！！  
枝が白く化粧していますよ。

## ③「メンテナンス」情報・「エコカー補助金復活！！」



燃費の優れた車を対象にしたエコカー補助金が復活されそうです。

今回は乗用車なら1台10万円、軽自動車なら1台7万円が支給されます。



平成23年12月20日から平成25年1月31日までに新車新規登録(登録自動車)または新車新規検査届出(軽自動車)された自動車対象となります。

※現金購入のみならず、ローン、割賦・クレジットにより購入されたものも対象となります。

リース、レンタルに供する車として購入されたものも対象となります。

申請締切は平成25年2月28日となり、予算は乗用車換算で約300万台分あるようですが、予算がなくなれば前回同様期間途中でも終了するようです。

この機会にエコカーへ買い替えます！？(笑)

詳しくは、国土交通省自動車局、経済産業省自動車課または、MAK各店へお問合せください。



### MAK通信 発行責任

松山自動車 代表取締役 松山正

大阪府堺市南区畑286-5 TEL 0120-234-028

アクティブ車体 代表取締役 坂本浩司

大阪府堺市西区菱木1-2242 TEL 0120-745-155

KY自動車 代表取締役 内田肇

大阪府泉大津市我孫子182 TEL 0725-21-5291